

札幌市学校歯科医の職務等説明資料

1 身分

学校歯科医は、札幌歯科医師会会長の推薦を受け、札幌市教育委員会が委嘱する、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職です。

2 委嘱期間

委嘱する日から委嘱する日の属する年度の末日まで（毎年更新）。

3 職務

(1) 学校歯科医の職務執行の準則～学校保健安全法施行規則第23条より～

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 二 法第八条の健康相談に従事すること。
- 三 法第九条の保健指導に従事すること。
- 四 法第十三条の健康診断（児童生徒等の定期健康診断）のうち歯の検査に従事すること。
- 五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲蝕歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
- 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断（就学時の健康診断）のうち歯の検査に従事すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

上記の法規の規定を受け、札幌市立学校（園）では代表的なものとして、実際に以下のような職務をお願いしています。

ア 幼児児童生徒の歯・口腔についての健康相談（通年：学校からの電話による）

イ 幼児児童生徒の定期健康診断における歯科検診（4月～6月 30 日までに実施）

ウ 小学校の学校医に限り、就学予定者の就学時健康診断における歯科検診（11 月～12 月実施）

(2) 学校歯科医職務記録簿の提出

学校（園）において学校歯科医職務に従事された際には、その状況の概要を『札幌市学校医職務記録簿』に記入し、学校長（園長）に提出していただきます。記入用の用紙は学校（園）に備え付けております。

4 学校歯科医報酬

(1) 支払時期

毎年度3月に、当該年度分を口座振込によりお支払いします。

(2) 報酬額

毎年度、以下の算式により、報酬額を算出します※¹。

年度途中に、委嘱又は退任された方には、以下の年額を委嘱月数により月割計算し、報酬額を算出します。

$$\text{年額：145,000 円} + 299 \text{ 円} \times \text{児童生徒数}^{\ast}$$

※ 令和7年度時点。年度により算式は変更となる場合があります。

※ 毎年5月1日現在の人数です。小中学校における特別支援学級の児童生徒数は、1名あたり5名として計算します。

※ 交通費は支給対象外です。

なお、学校歯科医は、歯科医師個人を札幌市の非常勤職員として委嘱していることから、給与所得として所得税の源泉徴収を行った後の金額を個人口座にお支払いします。

＜参考：学校歯科医報酬額（1校当たり概算額）＞

	概算額（税引後）
児童生徒数 400 人	250,000 円
児童生徒数 500 人	280,000 円
児童生徒数 700 人	340,000 円
児童生徒数 900 人	400,000 円

(3) 源泉徴収票

例年、11月に、前年度分の学校歯科医報酬に係る源泉徴収票を送付します。

(4) 就学时健康診断手数料

上記報酬とは別に、就学时健康診断実施を依頼する学校歯科医（小学校担当）には、別途手数料をお支払いします。全小学校的健康診断終了後、支払い手続きについて、書面により御案内します。

＜参考：検診手数料基準＞

受診者数	担当歯科医師数	
	学校歯科医 1 名	学校歯科医及び協力医の 2 名
1 ～ 99 人	49,990 円	
100 ～ 149 人	61,290 円	
150 ～ 199 人	72,150 円	96,300 円
200 人以上	92,170 円	115,520 円

5 公務災害補償

札幌市立学校（園）の学校歯科医は、公務上の災害を受けたときは、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」及び「札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償されます。

6 連絡先

(1) 連絡先・書類送付先（自宅、勤務先）の変更

(2) 報酬振込口座の変更、源泉徴収票の発行希望

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL：211-3841 e-mail：kyoiku-hoken@city.sapporo.jp